



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

「エコポイント」制度

先月5月15日に、エコポイントが始まりましたね。環境省・経済産業省・総務省が経済危機対策の一環として行うもので、消費の喚起と地球温暖化対策そして、地デジ対応テレビの普及促進という一石三鳥を狙ったものだそうです。家電に対する購買意欲が増して、家電店舗に足を運ぶ人が増えているようですね。

エコポイント制度とは、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビを買った人が、一定のエコポイントを受取り、次の買い物のときにそのポイントを使える制度です。

対象商品は、製品の省エネ性能を示す「統一省エネラベル」の5つの星評価の中で、**4つ星以上のエアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビ**です。一部、ラベルを取得いなくても、ラベル相当の性能を満たすと認められているものを含み、**合計、約2,000機種が対象**となっているようです。

対象商品が、エアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビの3つとなっている理由については以下のとおりです。

- 家電製品の中でもCO2排出量が多いこと。
- 省エネ性能を客観的に判断できる基準(統一省エネラベル)が設けられていること。
- 家電リサイクル法によって、買い替え時にリサイクルすることが定められていること。

ポイントは、商品のサイズごとに12通りで、例えば、40V、42V型地デジ対応テレビでは、23,000ポイント、1ポイント1円相当がもらえます。さらに、対象商品を購入するときに、手持ちの古い製品をリサイクルに回すと、リサイクル料金に相当するポイントも付加されます。

ポイントが付くのは、2009年5月15日の購入分から2010年3月31日までです。ポイントが利用可能となる時期は、今年の夏ごろの見込みで、**ポイントの有効期限は**、2012年3月31日までの予定です。

具体的にポイントがどんなものに使えるかは、まだ決まっていませんが、省エネ・環境配慮に優れた商品、全国で使える商品券・プリペイドカード(環境配慮型のもの)、地域振興に役立つもの等の方向性で選定中だそうです。

ポイント交換まで日数がありますので、下記の事項のいずれかについて**確実に保管をする必要があります**。

- 購入日、購入店、購入商品名、購入者名のわかる領収書またはレシート
- 購入日、購入店、品番、製造番号が明記された保証書
- 購入と一緒にリサイクルを行った場合は、家電リサイクル券の控え

我が家は、テレビもエアコンも冷蔵庫も10年以上使っているのですが、この機会に、どれか一つ家電製品を新しくしてみたいと思っています。(青島彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (平成21年度中小企業関係税制改正)

当社は資本金1億円の製造業を営む4月決算の中小企業で、平成21年4月期の課税所得は1,000万円程度になる見込みです。なお、交際費は800万円支出しています。平成21年度税制改正によって、税負担がどのくらい減りますか？

Answer

平成21年度税制改正では、中小企業の軽減税率の引き下げが行われ、また、追加経済対策により中小企業の交際費課税の軽減が行われています。

貴社の場合、軽減税率の引き下げにより32万円、交際費課税の軽減により54万円の法人税が軽減されることとなります。

解説



【軽減税率の引き下げ】

中小法人(資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人)の年800万円以下の所得金額に対する法人税の軽減税率が、従来の22%から18%に引下げられることになりました。

従って、貴社の場合、 $800万円 \times (22\% - 18\%) = 32万円$ の法人税が軽減されます。

適用時期

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度において適用

【交際費課税の軽減】

交際費は原則として税務上の損金となりませんが、中小法人については一定の損金算入限度額(従来は400万円までのうち90%相当額)が設けられています。追加経済対策では、この損金算入限度額が600万円までのうち90%相当額まで拡大されることになりました。

貴社の場合、支出交際費が800万円 > 600万円であるため、損金算入限度額が360万円から540万円に増加し、 $(540万円 - 360万円) \times 30\% = 54万円$ の法人税が軽減されます。

この制度は、支出交際費が400万円を超える水準である中小法人に減税効果がありますが、不要な交際費支出を奨励するものではありません。

適用時期

平成21年4月1日以降に終了する事業年度から適用

上記いずれの制度についても、法人税軽減額 × 住民税率の住民税が軽減されます。

【欠損金の繰戻還付】

平成21年度税制改正では、上記2つの他、中小企業について欠損金の繰戻還付制度が復活しています。(朝日だより第57号参照)

根拠条文等

法人税法 第66条(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

租税特別措置法 第42条の3の2(中小企業者等の法人税率の特例)

租税特別措置法 第61条の4(交際費等の課税の特例)